

令和7年3月議会 議案概要書

追加提出分

<議案>

A 条例案件（1件）

- 1 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正を行うもの。

(1) 補償基礎額の改定

- ア 非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の改定

(円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

↓

(円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

- イ 消防作業従事者等に係る補償基礎額の改定

最低額 「9,100円」 → 「9,700円」

最高額 「14,200円」 → 「14,500円」

(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額(日額)の改定

ア 配偶者に係る加算額

「217円」 → 「100円」

イ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る加算額

「333円」 → 「383円」

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 令和7年4月1日